

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性	
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)				判 定
1 発症の防止																	
(1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発																	
ア 広く県民に対する正しい知識の普及と理解の促進																	
		1			依存症に関する普及啓発	ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口などについて、広く県民に理解していただけるよう、普及啓発に取り組みます。 また、県ホームページにギャンブル等依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につなげるきっかけづくりの取組を進めます。 さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネット広告や動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。	○	精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口の認知度の増加	60%	24.70%	28.9%	48%	18%	E	県ホームページ及び県作成動画において、行政相談窓口やかながわ依存症ポータルサイトについて案内している。 啓発期間においては、かなチャンTV(Youtube)や公共交通広告、Yahoo!ディスプレイ広告を活用した普及啓発に取り組んだ。	相談先の認知度について、精神保健福祉センターや保健所等の行政相談窓口の認知度は、令和6年度まで年々徐々に増加傾向にあるが、令和7年度に減少しており、広く県民が理解できているとはまだ言い難い。今後も動画やリーフレット等以外にも、様々な広告媒体を活用し、依存症の相談先を県民に普及できるよう取り組む。	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がギャンブル等依存症について理解していただけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。
		2			ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組	国が定める「ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日から20日）」において、市町村や依存症相談拠点・治療拠点機関、事業者等関係機関と連携し、広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるための広報活動を行います。		【自己評価の理由】 啓発週間中、複数の媒体を活用し、男女問わず幅広い世代に向けた広報ができたと判断したため。						A	【広告実施】 ○放映動画：「ちょっとした息抜きのつもりが…（ギャンブル編）」 ①車内広告 ②Web広告 ③デジタルサイネージ	啓発週間において公共交通広告及びインターネット広告を実施するほか、依存症治療拠点病院の神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、広く啓発活動を行っていく必要がある。	行政機関や依存症治療拠点機関等と連携し、県民がギャンブル等依存症について理解していただけるよう、様々な媒体を用いて引き続き普及啓発に取り組む。
		3	新規		インターネットを利用したギャンブル等に関する啓発	オンラインカジノやブックメーカー等の違法性の高いギャンブルなど、近年のインターネットを利用したギャンブル等について、危険性などの啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】 関係機関と連携の上、オンラインカジノの違法性及びギャンブル等依存症に関する相談先について、幅広く県民に周知できたと判断したため。						B	○ギャンブル等依存症に関するポスター作成（オンラインカジノの啓発） 部数：1000部 配布先：市町村、保福等、ギャンブル等協議会委員所属、庁内関係課	教育機関等、特に若年層に対する啓発が必要。	令和7年度に作成したポスターの追加配布を行うほか、ホームページ等での啓発を実施予定。
		4			依存症公開講座等による理解の促進	ギャンブル等依存症についての正しい知識を学び、理解を深めることを目的として、依存症相談拠点機関及び治療拠点機関において、公開講座を実施します。	○	累計参加者数	累計270人 （令和6～8年度）	144人 （令和3,4年度）	62人	90人	69%	C	依存症公開講座 10月30日開催 参加者：62名	会場の確保や運営の人員確保で、困難な場合がある。	依存症総合対策の一環として、開催方法やテーマを検討していく。
		5			職域における普及啓発の推進	市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。		【自己評価の理由】 研修や健康教育のテーマは、受講者や関係機関の要望に沿い実施しており、令和7年度はギャンブル依存症等と異なる内容について希望が多かったため、令和6年度の実績よりも、従業員、経営者に対する健康教育回数や参加人数は減少した。令和6年度同等の回数・参加人数値を見込んでいたため、当初想定の成果を挙げることはできなかったと評価した。						C	【地域・職域連携推進関係研修】 テーマ：働く人のメンタルヘルス研修会（地域自殺対策研修会） 実施回数：2回 参加者数：81名 【従業員、経営者等に対する健康教育】 実施回数：1回 参加者人数：26名 ・保健福祉事務所等では、従業員、経営者等を対象に、地域・職域連携推進関係の研修や健康教育を実施した。 ・他にも、職域イベント等の機会を活用した健康情報の提供等も行った。	研修や健康教育のテーマは、受講者や関係機関の要望に沿い決定するため、毎年度、ギャンブル等依存症に関係するテーマが採用されるとは限らない。	引き続き、研修や健康教育の場を活用して、ギャンブル等依存症関係も含めた健康情報を提供していく。
		6			地域の支援者向けの普及啓発の推進	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に関わる機会がある民生委員・児童委員・保護司等の地域の支援者に対して、ギャンブル等依存症に関する相談窓口等の周知を図ります。		【自己評価の理由】 民生委員児童委員活動の手引きにより依存症対策に関する相談窓口の周知を行うことで、民生委員児童委員活動の中で支援が必要な方がいた際に、適切に相談窓口へつなげることができると考えられるため。						A	令和7年度版民生委員児童委員活動の手引きを積極的に活用していただき、依存症対策に関する相談窓口について周知した。 （同手引きは3年に1度作成し民生委員児童委員へ提供している）	特になし	引き続き、令和7年度版民生委員児童委員活動の手引きにより依存症対策に関する相談窓口等について周知する。
		7			かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながるができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。	○	アクセスの増加	6,000件 （月平均）	4,077件 （令和4年度月平均）	5596件/月	6000件/月	93%	B	7年度の月別アクセス数 【4月】5,034件【5月】5,621件【6月】5,373件【7月】5,638件【8月】5,886件【9月】6,505件【10月】6,756件【11月】5,426件【12月】5,428件【1月】5,971件【2月】4,627件【3月】4,899件	令和元年度から7年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに繋がることができるよう取り組む必要がある。	引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、8年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

			構 成 施 策 事 業				目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性												
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)	判 定															
		イ	特に若年層を対象とした発症の防止																										
			8		県内の公立学校への啓発	県内の公立学校を対象に、児童・生徒の発達段階に応じて、ギャンブル等依存症や、スマートフォン・ゲーム等にかかる適正利用に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】 各学校の児童指導担当教員及び生徒指導担当教員に対して、スマートフォン等の活用等、児童・生徒指導における諸課題について協議を行い、理解を深めたため。					A	【小学校児童指導担当教員連絡協議会】 開催日：令和7年7月11日（金） 送付対象：県内の全市町村立小学校 参加者数：430名（県内市町村立小学校児童指導担当教員、教育相談コーディネーター等） 【中学校生徒指導担当教員連絡協議会】 開催日：令和7年7月7日（月） 送付対象：県内の全市町村立中学校 参加者数：189名（県内市町村立中学校生徒指導担当教員） ・児童・生徒の問題行動や不登校等の背景要因として、スマートフォン・ゲーム等の依存症の影響について、情報共有を行っている。 ・児童・生徒指導の充実を図るため、児童・生徒指導における基本的な問題と今日的課題について情報共有し、協議を行っている。	今後も、児童・生徒指導に関する今日的課題の情報共有と、その課題に対してどのように指導を行うか協議を重ねる必要がある。	引き続き、児童・生徒指導担当教員連絡協議会を開催し、スマートフォンやゲーム等にかかわる適正利用に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいく。													
								9		正しい知識の理解の促進に向けた研修の実施	県立の高等学校においては、令和4(2022)年度から年次進行で実施されている学習指導要領を踏まえ、教員に対しギャンブル等依存症の内容を含む研修を実施します。 また、県内の公立小・中学校においても、市町村教育委員会と連携し、ギャンブル等依存症の内容を含む研修を実施します。						【自己評価の理由】 各学校の児童指導担当教員及び生徒指導担当教員に対して、スマートフォン等の活用等、児童・生徒指導における諸課題について協議を行い、理解を深めたため。					A	【子ども教育支援課】 【小学校児童指導担当教員連絡協議会】 開催日：令和7年7月11日（金） 送付対象：県内の全市町村立小学校 参加者数：430名（県内市町村立小学校児童指導担当教員、教育相談コーディネーター等） 【中学校生徒指導担当教員連絡協議会】 開催日：令和7年7月7日（月） 送付対象：県内の全市町村立中学校 参加者数：189名（県内市町村立中学校生徒指導担当教員） ・児童・生徒の問題行動や不登校等の背景要因として、スマートフォン・ゲーム等の依存症の影響について、情報共有を行っている。 ・児童・生徒指導の充実を図るため、児童・生徒指導における基本的な問題と今日的課題について情報共有し、協議を行っている。	【子ども教育支援課】 今後も、児童・生徒指導に関する今日的課題の情報共有と、その課題に対してどのように指導を行うか協議を重ねる必要がある。	【子ども教育支援課】 引き続き、児童・生徒指導担当教員連絡協議会を開催し、スマートフォンやゲーム等にかかわる適正利用に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいく。				
																	【自己評価の理由】 県立高等学校の教員に対しギャンブル等依存症の内容を含む研修を実施したため。									A	県立高等学校の教員等に対しギャンブル等依存症の内容を含む研修を実施した。	【保健体育課】 ・引き続き喫煙・飲酒・薬物乱用防止について研修を実施していく必要がある。がん・疾病対策課と連携して、講義の実施に加え、資料提供をしていく。	【保健体育課】 ・引き続き、ギャンブル等依存症を含む内容の研修を実施。 ・研修はオンデマンド開催を検討する。
																	10		高校学習用教材「健康・未病学習教材」の作成・提供	高校生向けの未病の学習教材「健康・未病学習教材」に、依存症について記載し、普及啓発に取り組みます。	○								
11			私立高校・専修学校への啓発	私立高校や専修学校を対象に、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、依存症治療拠点機関などで行う研修、講座情報の周知を進めます。		【自己評価の理由】 ・国や県からの事務連絡や通知を、遅滞なく各私立学校に周知することで、ギャンブル等依存症対策の強化・充実を図ることができた。					A	・文部科学省事務連絡「ギャンブル等依存症に関する啓発用資料の周知等及びオンラインカジノに関する広報啓発資料の活用・周知について」を、各私立専修学校（専門課程）に周知した。 ・文部科学省事務連絡「オンラインカジノに関する広報啓発資料の活用・周知について」を各私立中、高等、中等教育、特別支援、専修、各種学校に周知した。 ・神奈川県精神保健福祉センター所長通知「令和6年度 依存症家族講座の周知について」を、各私立小、中、高等、中等教育、特別支援、専修、各種学校に周知した。	・各学校での活用方法等については把握ができていない。	・引き続き周知啓発に取り組む															

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

大柱 中柱 項目			構 成 施 策 事 業				目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性
			No.	新 規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)	判 定			
			12		大学生、新社会人等に向けた正しい知識の普及	依存症に関する動画やリーフレットを作成するとともに、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用し、ギャンブル等依存症の正しい知識について普及啓発に取り組みます。 また、大学・専修学校等に働きかけ、学生を対象としたセミナーの開催等による啓発等を行います。		【自己評価の理由】 県作成の動画を活用した電車内広告やWeb広告、令和7年度にポスターの作成し、県内各所において啓発ができたと判断したため。						B	(5月13～20日) ・インターネット広告、電車内広告にてギャンブル等依存症に関する広報用動画を配信(12月) ・オンラインカジノの違法性とギャンブル等依存症の相談先を周知するポスターを作成	様々な媒体で広報を行えた。取組の継続と新規コンテンツの作成等が課題。	取組の継続と、新規コンテンツの作成、また効果検証に重点を置いて実施していく。
			13		ネット依存等に関する正しい知識の普及	青少年や保護者に対して、青少年が安心してインターネットを利用できる環境づくりの一環として、フィルタリング利用の徹底を普及啓発する中で、インターネットの長時間利用やゲーム課金の危険性についても触れていきます。		【自己評価の理由】 県内の小学校、中学校を通じて、小学1年生・中学1年生の保護者向け青少年保護育成条例等啓発チラシや、新中学1年生の保護者向け青少年のスマートフォン利用に関する啓発リーフレットの配布を実施した。 加えて、企業と連携し、県内小学3年生から中学3年生を対象とした、スマホデビュー検定チラシの配布を新たに実施し、青少年や保護者に対するインターネット利用に関する正しい知識の普及啓発を行うことができたため。						A	【チラシ・リーフレットの配布】 ①県内の小学1年生保護者へ配布 青少年保護育成条例等啓発チラシ110,000部 ②県内の中学1年生保護者へ配布 青少年保護育成条例等啓発チラシ100,000部 青少年のスマートフォン利用に関する啓発リーフレット(新中学一年生の保護者向け)100,000部 ③県内の小学3年生から中学3年生へ配布 企業と連携したスマホデビュー検定チラシ	特になし	チラシ・リーフレットの内容の見直しや充実化を図りつつ、引き続き県内小中学校や県ホームページを通じて効果的な普及啓発を図っていく。
			14		「かながわ未病改善ナビサイト」による情報提供	「かながわ未病改善ナビサイト」で、ギャンブル等依存症や、ネット・ゲーム・スマホ依存を防ぐための情報を提供します。	○	未病改善ナビサイトのアクセス数	36~38万件/年	161万件/年	29万件/年	37万件/年	78%	B	かながわ未病改善ナビサイトで「ギャンブル等依存症について」(内容:ギャンブル依存症の原因、社会的背景、支援や相談窓口について)引き続き情報提供を行った。	未病改善の取組の1つとして、ギャンブル等依存症に係る情報提供を継続して行っていく必要がある。	「かながわ未病改善ナビサイト」の検索率を上げるため、県のサーバへ移行する。
			15		高校生未満の子どもに対する正しい知識の普及	小学校や中学校を対象とした様々な出前講座の機会にインターネットの長時間利用やゲーム課金の危険性について周知するなど、依存症に対する正しい理解に向けた普及啓発に取り組みます。		【自己評価の理由】 出前講座の依頼があった県内小学校・中学校3校に対して、事例を交えながらインターネットの長時間利用やゲーム課金の危険性について普及啓発を行うことができたため。						B	【出前講座実施状況】 ①2025年4月14日 横浜市立みたま台中学校 参加者270人(生徒) ②日本大学藤沢中学校 参加者168人(保護者) ③2025年6月14日 茅ヶ崎市立浜之郷小学校 参加者350人(生徒+保護者)	特になし	引き続き保護者向けスマホリーフレットやHPでの広報を行い、小中学校に対する出前講座の実施回数を増やす。
			ウ 関係機関との連携体制の強化														
		16		関係機関と連携した普及啓発の取組	ギャンブル等依存症問題啓発週間等における市町村や事業者等関係機関と連携した普及啓発の取組について検討し、取組を進めます。		【自己評価の理由】 ポスターについては、若年層に向けて、より効果的なものを作成できたと判断したため。						A	・ゲーム依存症、アルコール依存症、ギャンブル等依存症のアニメーション動画について、インターネット、SNS、交通広告等を活用した普及啓発事業を行った。 ・内閣官房作成のポスターについて、市町村等へ送付し周知を依頼した。	多くの方が依存症について、正しく知り、早期に適切な支援につながっていただくため、さらなる周知、情報提供の取組が必要。	引き続き、インターネット、交通広告等を活用した普及啓発事業を行うほか、新たな動画等の広報用教材の制作を検討する。	
		17		アルコールや薬物依存症と連携したギャンブル等依存症の普及啓発の取組	アルコールや薬物依存症に係る研修、講演会、家族講座等の取組と連携し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。		【自己評価の理由】 研修の中で当所の相談窓口や計画している依存症研修を案内した。						B	薬物相談業務研修 7月29日開催 参加者: 54名	引続き研修や講座等にて、正しい知識の普及啓発が必要である。	薬物やアルコール依存症の研修でもギャンブル等依存症含む依存症全般の内容を伝えていく。	
【自己評価の理由】 薬務課から精神保健福祉センターに再配当し、精神保健福祉センターが「令和7年度薬物相談業務研修」を開催した。								A	精神保健福祉センター開催の「令和7年度薬物相談業務研修」	依存症に対する知識の普及啓発のため、講習会等で情報提供を続けていく必要がある。	引き続き、精神保健福祉センターへ再配当を行う						

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

			構 成 施 策 事 業				目 標 達 成 状 況								実 績		課 題		次年度の方向性	
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)	判 定						
(2) こころの健康づくり																				
ア 職場におけるメンタルヘルス対策の推進																				
		18			メンタルヘルス講演会の開催	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	○	講演会の開催回数	1回/年	1回/年	1回	1回/年	100%	A	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催した。	特になし。	引き続き、事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、講演会を開催する。			
		19			職場のハラスメント対策等	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	○	中小企業労働改善訪問の訪問数	370件/年 (前年度の相談状況等を加味し毎年度目標を設定)	396件 (令和4年度)	375件	375件/年	100%	A	職場におけるハラスメント対策として、12月に「職場のハラスメント相談強化月間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行った。	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供し、普及啓発を行っていく。	引き続き、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を実施していく。			
		20			職域研修会の実施	保健福祉事務所・センター及び保健所が各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。		保健福祉事務所等で開催されている研修会の状況集約を行った。						A	事務所等で開催されている研修会の状況集約を	県域においては、各保健福祉事務所事務所・センター等がニーズに沿って実施しているので、役割分担が必要である。	引き続き、保健福祉事務所等で開催されている研修会の状況集約を行い、情報提供をしていく。 ゲートキーパー研修等、他の事業と連携での対応も進めていく。			
		21			働く人のメンタルヘルス相談の実施	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	○	相談回数	4回/月	4回/月	4回/月	4回/月	100%	A	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	今後の需要の変化に応じて柔軟なカウンセリング窓口や相談体制等の整備を検討しつつ、継続して実施していく必要がある。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。			
イ 地域におけるこころの健康づくりの推進																				
		22			こころの電話相談	精神保健福祉センターにおいて、県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。		【自己評価の理由】 ギャンブルを含め、様々なこころの相談を受けとめているが、より多くの相談を受けるため、事業委託の形態とした。接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に対応する専用相談回線を設置した。また対応品質向上のため録音や迅速につなげるための緊急回線の番号表示を実施した。						B	こころの電話相談件数 67,227件	相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。	継続して回線拡充と専用相談回線の設置、録音や緊急回線の番号表示を実施していく。			
		23			精神保健福祉普及相談事業	保健福祉事務所・センター、市保健所において、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。		【自己評価の理由】 ギャンブルを含め、様々なこころの相談を受けとめているが、より多くの相談を受けるため、事業委託の形態とした。接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に対応する専用相談回線を設置した。また対応品質向上のため録音や迅速につなげるための緊急回線の番号表示を実施した。						B	こころの電話相談件数 67,227件	相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。	継続して回線拡充と専用相談回線の設置、録音や緊急回線の番号表示を実施していく。			
		24			いのちのほっとライン@かながわ	若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。		【自己評価の理由】 昨年度の相談体制を引き継ぎ、定期的なプッシュ通知等の情報発信により、相談対応件数、相談対応率が向上した。						A	相談対応件数 12,363件 相談対応率 95.2%	昨年度に比べてアクセス件数が減少しており、積極的な広報が必要。	現状の相談体制を維持し、周知カードの配布等を通して積極的に相談窓口の普及啓発に努める。			
		25	新規		X(旧: Twitter)等広告事業	X(旧Twitter)上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組を行うとともに、他のメディアにおける同様の取組についても検討していきます。	○	広告のクリック数	45,000回/年 (かながわ自殺対策計画と同値を設定)	50,834回 (令和4年度)	101172回/年	45000回/年	225%	A	広告表示回数 28,767,302回/年 クリック数 101,172回/年	広告表示回数が減少傾向にある。広告単価の上昇が主な要因だが広告表示数を上昇させる必要がある。	現状の体制を維持しつつ、バナーデザインや検索キーワードなどを変更し、広告表示数の増加を図る。			
		26			女性電話相談室(名称変更予定)	経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送るうえで起こる様々な問題を抱える女性からの相談を受けています。		【自己評価の理由】 ギャンブル関連を主訴とする相談は少ないが、相談に対する助言や情報提供等行う体制は整っているため。						B	相談件数:1,813件 人間関係、医療問題など様々な問題を抱える女性からの相談を受けた。ギャンブル関連を主訴とする相談は1件であった。	匿名等可能な電話相談において、相談者からギャンブル等に関する相談がなければ、専門機関に繋ぐことが難しい。	相談の背景も含め、ギャンブル関連の健康問題等に関する事項が語られれば、適切な機関へ繋げる。			
		27			かながわひとり親家庭相談	毎週火曜日、木曜日、土曜日の14時から21時に相談できるLINE相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。		【自己評価の理由】ギャンブル等依存症を主訴とする相談はないか、ひとり親家庭を対象に、いつでも気軽に相談できる窓口として、相談を実施した。						B	市等が対応していない平日夜間、土曜日に相談を受け、市等の具体の支援につなぐ取組を実施した。 相談受付件数:841件	引き続き、相談対応の質の向上に努める必要がある。	引き続き、周知・広報を行い、登録者数を増やすとともに、相談対応の向上に努める。			

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンプル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)			
		ウ 学校におけるこころの健康づくりの推進														
		28		スクールカウンセラー配置活用事業	不登校等の未然防止や早期対応を図るため、こころの課題に関して専門的知識を有する公認心理師、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして県内の政令市を除く全ての公立中学校へ週1日配置(重点配置校は週2日)しており、令和5年度から全ての県立高等学校及び中等教育学校に原則週1日配置するとともに、アドバイザーを各教育事務所に、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの助言・指導を行います。		【自己評価の理由】 すべての県立高等学校・中等教育学校(136校)に配置し、週に1回スクールカウンセラーが勤務したことで、不登校の未然防止や生徒の心の問題に対して迅速かつ的確に対応できた。		かながわ子どもサポートドックの取組の推進により、子どもたちが抱える不安や悩みを早期に把握することができ、県内各校の相談体制の充実を図ることができたため。		A	・スクールカウンセラーをすべての県立高等学校・中等教育学校(136校)に配置し、28,610件の相談に対応した。 ・スクールカウンセラースーパーバイザーを教育局に配置し、スクールカウンセラーへの専門的な助言等を行った。	子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、子どもの悩み等は周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールカウンセラーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る。		
												A	【子ども教育支援課】 〇いじめや不登校等の対応強化のため、公立小・中学校(政令市を除く)への対応としてスクールカウンセラーを配置 ・スクールカウンセラー:すべての中学校(政令市を除く)174校に配置するとともに、90校の重点配置校に週2日配置 〇スクールカウンセラースーパーバイザーによる講話(連絡協議会)や緊急支援時の対応を実施 〇スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所及び横須賀市教育委員会に年208日配置 ・県内小・中学校の相談件数66,828件 ・連絡協議会の開催:県1回、地区別各1回 ・アドバイザーによる、経験3年未満のスクールカウンセラーに対して、年2回の巡回相談実施	【子ども教育支援課】 今後も、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラー等として配置するとともに、教育相談支援体制の充実を図り、いじめや不登校等、児童・生徒のこころの健康づくりに対応する必要がある。	【子ども教育支援課】 子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」を、引き続き推進していく。	
		29		スクールソーシャルワーカー配置活用事業	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置しており、令和5年度から全ての県立高等学校及び中等教育学校に原則週1日配置するとともに、アドバイザーを各教育事務所に、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行います。		【自己評価の理由】 すべての県立高等学校・中等教育学校(136校)に配置し、週に1回スクールソーシャルワーカーが勤務したことで、生徒の生活に関する環境調整が迅速に行えたことで、生徒の安心につながった。		かながわ子どもサポートドックの取組の推進により、子どもたちが抱える不安や悩みを早期に把握することができ、県内各校の相談体制の充実を図ることができたため。		A	・スクールソーシャルワーカーを、すべての県立高等学校・中等教育学校(136校)に配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を24,947回実施した。	・子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、潜在的に支援の必要な子どもも含め、すべての子どもが抱える困難を早期に把握していく必要がある。 ・学校との関わりが希薄な不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。	困難を抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなげていくため、引き続き、スクールソーシャルワーカーをすべての県立高校・中等教育学校に配置し、各学校における校内支援体制の充実を図る		
												A	【子ども教育支援課】 ・公立小・中学校(政令市・中核市を除く)への対応として、4つの県教育事務所に50人のスクールソーシャルワーカーを配置 ・週4日勤務するスクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所に4名配置 ・教育局に1人のスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対する適切な指導・支援を実施	【子ども教育支援課】 「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等を継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	【子ども教育支援課】 子どもたちが抱える課題や困難を早期かつ確実に把握し、プッシュ型面談等により医療・福祉等へのアウトリーチへとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」を、引き続き推進していく。	
30		県立高等学校等へのスクールメンター配置活用事業	いじめ、不登校、自殺(自傷行為)等の問題に対応するため、学校生活の様々な機会に生徒と関わり、生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校全体で生徒一人ひとりに目の行き届いた支援を行います。		【自己評価の理由】 県立高等学校及び中等教育学校の25校に配置し、週に1回勤務をしている。教員ではない身近な存在がいることで、生徒が気軽に話せる環境作りや、スクールメンターが得た情報を、教職員と情報共有し生徒支援に繋がっている。			A	困難を抱えている生徒を支援するため、スクールメンターの配置を必要とする県立高等学校24校、県立中等教育学校1校に配置し、相談や学習支援等に対応した。	希望するすべての学校にスクールメンターを配置し、活用できるよう、配置計画の検討を行うことが課題である。	限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携した校内支援体制の充実に努めていく。					
31		教職員向け研修会への講師派遣	教職員向け研修会に対して、講師を派遣することにより、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することのできる教職員の育成に取り組めます。	○	開催箇所	累計60か所 (令和6・8年度)	17箇所	22箇所	20箇所	110%	A	学校等における教職員等を対象とする自殺対策に関する出前講座を実施し、こころの不調や適切な対応に関する知識等の普及啓発を図った【22回 1,036人】 小学校4回、中学校9回、高等学校6回、その他3回	自殺対策に関する出前講座 【R1年度19回・R2年度13回・R3年度18回・R4年度 17回・R5年度14回・R6年度22回・R7年度22回】 教職員向けのギャンブル等依存症に関する出前講座については特に実施できていない。	自殺対策に関する出前講座は継続		

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点 (B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)			
			32		SOSの出し方に関する教育の推進	「いのちの授業」の取組に位置づけたり、保健師、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」「中高生SNS相談@かながわ」等の相談窓口について児童・生徒への周知を図ります。		【自己評価の理由】 外部の専門人材であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働し、プッシュ型の面談等を行うことで、子どもが抱える困難の早期発見につながった。 各市町村教育委員会と連携しながら、SOSの出し方教育の啓発を実施してきたが、学校により取組の差が見られたため。					A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全校に週1回配置し、自らSOSを出せない子どもも含め、支援する体制を構築した。また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について相談窓口紹介カードの配付や1人1台端末等にプッシュ型で情報を配信するなどして、周知した。	子どもにとって、自らSOSを出すことは難しく、周囲から見えづらいことを踏まえ、困難の早期発見をするとともに、子どもが自らSOSを出せる環境を整える。	引き続きスクールカウンセラー等の外部人材を活用するとともに、「24 時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口の周知に努める。R8年度から、専門性の高い相談員を有している業者に「24 時間子どもSOSダイヤル」の電話相談を終日委託する。
						B		【子ども教育支援課】 ○自殺予防にかかわる通知を長期休業前・長期休業明けの時期に県内全公立学校へ送付 ・SOSの出し方に関する教育の促進 ○「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について児童・生徒へ周知 ・年度当初、長期休業前・長期休業明けの通知等で相談窓口の存在について各学校等を通じて県内児童・生徒に広く周知	【子ども教育支援課】 各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じたSOSの出し方に関する教育について、SCやSSWの専門職人材と協働しながら、より一層の充実を図っていく必要がある。	【子ども教育支援課】 引き続き、長期休業前・長期休業明けの通知や24時間子どもSOSダイヤルの周知を通して、県内公立小・中学校における、SOSの出し方に関する教育の取組を推進していく。 また、各学校におけるSCやSSWの専門職人材との協働について、より一層取組を促していく。						
			33		地域連携による高校生のこころサポート事業	生徒の抱える多様な困難は、学校の教育機能だけでは対応が困難な事例が多く、生徒の支援については、様々な知識や技能を持つ地域の関係機関と連携することが必要です。本事業では、高等学校が地域の関係機関と連携し、生徒の安定した学校生活を支援するため、こころのサポートや自殺予防を講演会や研修、ケース会議などを通じて推進します。		【自己評価の理由】 教職員に対しての講演会は自殺予防を含む生徒支援の理論的裏付けや、支援体制の構築に寄与した。また、生徒に対する講演会ではいのちの大切さについて学ぶきっかけを与えることができた。					A	県立高等学校の中から、事業推進校6校を指定し、ストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施するなど、こころの課題を抱える生徒への対応等の校内研修を実施した。 実施回数：22回	児童虐待や家庭内暴力により、心身に被害を受けている生徒や、学校不適応や精神疾患、発達の課題がある生徒など、多岐に渡る課題や困難を抱える子どもへの対応が求められている。	引き続き、事業推進校による取組を推進するとともに、事業成果の普及に取り組む。
		エ 心のサポーター養成事業の推進														
			34	新規	心のサポーター養成研修の実施	精神疾患への普及啓発の一環として、うつ病などの心の病気を学び、心の不調に悩む人のサポートをする「心のサポーター」を養成する、心のサポーター養成研修を引き続き実施します。	○	養成者数	19,800人 (令和6-8年度)	1,209人 (令和3,4年度)	1907人	6600人	29%	D	4県市協調回 11回 781名 職域連携回 4回 322名 市町村主催回 13回 776名 その他 28名	着実に養成者数を伸ばしてきているものの目標値6,600名には遠く及んでいない。
(3) ギャンブル等の不適切な誘引防止																
		ア 事業者等への配慮要請														
		35		事業者の取組の推進	関係事業者、市町村等関係機関と連携し、ギャンブル等の不適切な誘因防止に取り組めます。		【自己評価の理由】 貸金業協会や家族会、回復支援施設等の支援機関について、主に庁内関係課に対して、リーフレット等により情報提供ができた。					B	貸金業協会、家族会、回復支援施設等の情報について、庁内関係課に資料提供を実施した。	特にオンラインカジノの違法性について周知が進んでいるとは言えず、関係機関と連携のうえ広く周知を行う必要がある。	引き続き、関係機関と連携のうえ、ギャンブル等の不適切な誘因防止に取り組む。	
					36			違法賭博にかかる取組	警察において、違法な賭博店等に対して厳正な取締りを実施します。	歓楽街における賭博事犯の取締りを推進し、スロット遊技機を利用したゲーム機賭博店を摘発、常習賭博等で16件56人を検挙しました。これらは、新聞等で報道され、賭博店の存在と取締りの成果を広く県民に知らしめました。					B	常習賭博等で16件56人を検挙した。
		イ 関係機関との連携体制の強化														
		37		県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携	市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の効果的な普及等について検討し、発症防止の取組につなげます。		【自己評価の理由】 改定計画の取組状況や課題点について、活発な意見交換ができたと判断したため。					B	開催回数：1回 日時：令和7年10月10日（金）15時～17時 【議題】 (1)「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の進行管理について (2)オンラインカジノ利用による摘発者に対するアンケートの実施について (3)ギャンブル等依存症対策の普及啓発について (4)県内の依存症専門医療機関に関するニーズ調査の実施について	特に、インターネットを利用したギャンブル等依存症対策（オンラインカジノ）に関する新たな取り組みについて検討を進める必要がある。	引き続き、改訂計画の進捗状況を共有し、今後の依存症対策の総合的な推進のため取組方法等を検討していく。	
38					市町村自殺・依存症対策主管課長会議における連携		本県における総合的な自殺対策及び依存症対策を推進するため、県と管内市町村及び関係団体等との連携・情報共有を図ります。	【自己評価の理由】 県や自治体が発している取組について情報共有・意見交換を行い、連携を深めることができたと判断したため。					A	日時：令和7年4月23日（水）14:00～16:00 【議題】 (1) 自殺対策について ○ 自殺者数の状況について ○ 今後の自殺対策の取組について（県と市町村の連携等） ○ 令和7年度地域自殺対策強化交付金事業について (2) 依存症対策について ○ 本県の依存症対策について（概要説明） ○ 近年の依存症対策に関する課題について (3) その他市区町村の取組紹介	特になし。	

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性		
大柱	中柱	項目	No.	新 規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)				判 定	
2 進行の防止																		
(1) 相談支援体制の充実・強化																		
ア 相談支援体制の強化																		
			39		依存症の専門相談支援体制の強化	依存症相談拠点として選定した県精神保健福祉センターにおける依存症の専門相談（電話相談・面接相談）により、ギャンブル等依存症の本人、その家族等及び支援者向けの相談支援の強化を図ります。			【自己評価の理由】 電話・面接相談として、様々な立場の方からの相談を受けることができた。また、依存症相談拠点機関連携会議において、情報共有や関係づくりができたと判断するため。					A	依存症電話相談：427件 依存症面接相談：61件 依存症相談拠点機関連携会議の実施	必要な方がつながるよう電話、面接相談の周知の工夫が必要。	依存症電話、面接相談を引き続き実施するとともに、依存症相談拠点機関連携会議を開催して連携を図る。	
			40	新規	精神保健福祉相談事業（再掲）	保健福祉事務所・センター、市保健所において、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。			【自己評価の理由】 ギャンブルを含め、様々なこころの相談を受けとめているが、より多くの相談を受けるため、事業委託の形態とした。接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に対応する専用相談回線を設置した。また対応品質向上のため録音や迅速につなげるための緊急回線の番号表示を実施した。					B	こころの電話相談件数 67,227件	相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。	継続して回線拡充と専用相談回線の設置、録音や緊急回線の番号表示を実施していく。	
			41		事業者等の取組との連携	事業者等が行う本人・家族申告によるアクセス制限の取組や面接相談と依存症相談拠点機関等との取組の連携を進めます。			【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関が実施するシンポジウムについて、庁内関係課や教育委員会等に対し周知を行った。また、回復支援施設等が実施する取組について、後援名義の承認により活動支援を図った。					B	治療拠点機関のシンポジウムやセミナーに関して、計画関係課や教育委員会等へ周知を実施した。	特にオンラインカジノの違法性について周知が進んでいるとは言えず、関係機関と連携のうえ広く周知を行う必要がある。	引き続き、関係機関と連携のうえ、ギャンブル等の不適切な誘因防止に取り組む。	
			42		相談窓口の周知	精神保健福祉センター作成のホームページやリーフレットの発信及び市町村や関係機関のホームページやリーフレット、広報誌等の紹介により、ギャンブル等依存症に関連した相談窓口の更なる周知を図ります。			広報物の作成やギャンブル等依存症を含む、依存症に関連した相談窓口の周知ができたため。					A	行政や支援団体のリーフレット等について、適宜、関係機関に送付し周知を促した。	精神保健福祉センター独自の情報発信が十分でない。	精神保健福祉センターから発信したい内容について、媒体作成やよりタイムリーな発信を心掛ける。	
			43		依存症治療拠点機関等連携会議における検討	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。			【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。					A	令和7年度 第1回：令和7年7月30日（現地及びオンライン） 第2回：令和8年2月12日（現地及びオンライン）	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。	
			44		依存症相談拠点機関連携会議における検討	県及び政令市の依存症相談拠点機関を構成員とした「依存症相談拠点機関連携会議」において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、ネットワークの構築や、必要な施策を検討します。	○	開催回数		1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	100%	A	依存症相談拠点機関連携会議 参加者：16名	4県市依存症相談拠点事業のセミナー等の日程について偏る可能性がある	年度の予定を共有し、日程の重なりを避ける。

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)			
		イ ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題に係る相談支援														
		45	新規	多重債務相談窓口の周知	県内市町村の多重債務相談窓口に関するリーフレットの作成・配布、県ホームページで相談窓口を周知することにより、現に多重債務状態（ギャンブル等依存症に起因するものを含む）に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済につなげます。	○	リーフレット作成部数	3,500部/年	3,500部/年	3500部/年	3500部/年	100%	A	県内の多重債務相談窓口を案内するリーフレットを3,500部作成し、関係機関へ配布するとともに、県ホームページにも同内容を掲載した。	幅広く相談窓口の周知が図れるようリーフレットの配布先を適宜検討する必要がある。	引き続き、リーフレットを作成・配布するとともに、県ホームページにて情報提供をする。
		46	新規	包括相談会の開催	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を実施します。	○	開催回数	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	100%	A	県民の様々な困りごと等の複合的な問題に対して、行政職員や民間団体の多職種の専門相談員が2～3名体制で相談を受け、解決の糸口を探るワンストップの相談会を開催した。「こころとくらしの相談会」として開催。1回目4件、2回目4件の相談があった。 開催回数 2回 相談件数 8件	より多くの方が相談につながる機会とするため、方法や対象、周知方法を工夫して実施する。	地域の相談会へのニーズや地域特性を探り、日程設定や相談員の配置を柔軟に検討する。
		47	新規	暮らしとこころの相談会	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	○	開催回数	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	100%	A	複数の専門家が同時に相談に応じる事で、複数の問題を抱える相談者に対しても、1回の相談で問題解決への道筋をつけやすくなる。令和7年度は、臨床心理士、精神保健福祉士、弁護士の3業種が同時に相談に応じる事で、精神面、行政面、法律の面の複数分野から助言した。複雑な背景を持つ相談についても十分な聴取・助言時間を確保した。また電話相談を同時開催し、参加のしやすさの幅を広げている。（神奈川県弁護士会への補助事業） 開催回数 2回 相談件数 19件	広報手段としては、ホームページ掲載とチラシ配布し、多くの相談があった。行政機関や病院にチラシを送付し周知してもらっており、一定の効果が出ている模様。普段開催している弁護士会館以外の地域で開催を検討した際、相談室など多く借りる必要があるため、場所の確保が課題。	内容を変えず継続
		48	新規	消費生活相談	消費生活相談の際に、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、国から示されたマニュアルに基づき、適切な専門機関を紹介しします。		【自己評価の理由】 消費生活の相談の際に、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、債務整理のための機関や依存症窓口等を案内することが出来ている。						A	相談者がギャンブル等依存症が疑われる場合は、債務整理のための機関や依存症窓口等を案内した。	対応する相談員の知識や経験の差により、専門機関の案内が適切できないということが起こらないように、研修等により相談力向上を図っていく必要がある。	引き続き、ギャンブル等依存症が疑われる相談者には、適切な専門機関を紹介していく。
		49	新規	配偶者等暴力相談	県の配偶者暴力相談支援センターでは、DV相談の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、精神保健福祉センター等の相談窓口の情報提供を行います。		【自己評価の理由】 依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれるDV相談があった場合、必要に応じ精神保健福祉センター等の相談窓口の情報提供を行っており、順調に事業に取り組んでいると判断したため。						A	配偶者暴力相談支援センターのDV相談窓口において、ギャンブル等依存症の問題に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、必要に応じ精神保健福祉センター等の相談窓口の情報提供を行った。	適切に情報提供を行っており、特段課題はない。	引き続き、ギャンブル等依存症問題が含まれるDV相談があった場合は、必要に応じ相談窓口等の情報提供を行う。
		50	新規	「子ども・家庭110番」「児童相談虐待対応ダイヤル」「児童相談所相談専用ダイヤル」の設置	子どもや家庭について相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。		【自己評価の理由】 ・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのため、複数の相談窓口を設置している。						A	・子ども家庭110番（毎日9時～20時）相談受付件数 1,492件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル（24時間365日） 1,444件 ・児童相談所相談専用ダイヤル 247件	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を24時間365日受け付ける。
		51	新規	人権・子どもホットラインの設置	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。		【自己評価の理由】 ・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのため、相談窓口を設置している。						A	・「人権・子どもホットライン」（毎日9時～21時）相談受付件数 225件	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」による電話相談を受け付ける。
		52	新規	支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組を進めます。	○	派遣数	86回/年 (かながわ自殺対策計画と同値を設定)	97回/年	164回/年	86回/年	191%	A	派遣回数164回 登録人数30人	・安定した事業活動のため、引き続き事業の普及や広報について、継続的に取り組む必要はある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。
		53	新規	かながわ女性の不安・困りごと相談室	仕事が減り生活が苦しい、社会とのつながりが持てないなど、不安や生活上の課題を抱える県内女性を支援するための相談を行います。また、面接相談、訪問支援、居場所の提供も行います。かながわ女性の不安・困りごと相談の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、精神保健福祉センター等の相談窓口の情報提供を行います。		【自己評価の理由】 ギャンブル等を主訴とする相談は無かったが、ギャンブル等の問題が含まれる相談があった場合、必要に応じて専門窓口や医療機関等についての適切な情報提供を行う体制を整えていると判断したため。						B	多様な困難を抱える相談者に対し、民間の知見を活用し、困難な問題を抱える女性の発見から相談、付き添い等を実施した。 電話・メール・面談 5,527件、同行支援 52件、LINE相談 1,244件	本事業では、これまで多くの女性からの相談を受けてきたが、相談記録から、その多くは複合的な課題を抱えた自立までに時間がかかり、手厚い支援を必要としているため、継続的に相談対応を行う必要がある。	ギャンブルを主訴とする相談があれば、適切な機関へ繋げる。

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)			
		➡ 相談支援対応の人材育成														
		54		支援者向け研修	依存症相談拠点機関において、依存症患者への相談支援を行う者を対象とした対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関、治療機関、自助グループや回復支援施設等の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。 また、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。	○	アルコール健康相談研修開催回数	1回以上/年	1回	1回	年1回	100%	A	アルコール健康相談研修 1回開催 「アルコール依存症の理解と高齢者のアルコール問題について」 受講者:47名	アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者(地域包括や事業所等)へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。 ギャンブル等依存症についての研修は開催できておらず、その方法やニーズについて調べて検討が必要である。	アルコール健康相談研修の開催方法を検討していく。 ギャンブル等依存症に関しての研修を検討する。
		55		地域生活支援研修・依存症相談対応研修の実施	依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的として、患者本人やその家族等に対応する機会がある職員(市町村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員)を対象とした研修を実施します。 その中で、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関で実施した各研修について、様々な職種の支援者に参加いただけたと判断したため。						B	○生活支援研修 【北里大学病院】 実施日:令和7年7月3日 参加者数:17名 ○相談対応研修 【北里大学病院】 実施日:令和8年2月28日 参加者数:82名 【精神医療センター】 実施日:令和7年11月19日 参加者数:22名	より多くの支援者に参加いただくため、周知方法の工夫が必要。	引き続き両機関と連携し、依存症への理解や対応力を向上させる研修、セミナーを実施していく。
		56		消費生活相談員への研修	消費生活相談員等に対して、自所属や関連機関等が実施する研修の機会を利用して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や最新の情報提供・共有します。	○	開催回数	年1回	年1回	1回	年1回	100%	A	令和7年度は「ギャンブル依存症等の理解と対応の在り方」というテーマで研修を実施した。	多重債務者問題について学ぶことが本研修の目的であるため、その要因の一つであるギャンブル等依存症問題を毎年研修内容に組み込むことは困難である。	令和8年度の研修内容は今後検討する。
		57		生活保護関係職員への研修	生活保護担当ケースワーカー及び査察指導員への研修等の機会を活用し、ケースワーカー等に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。	○	研修回数	1回/年	0回	1回	年1回	100%	A	令和6年度から研修事業を直営から委託に変更したことで、研修回数を増やし多様なテーマの研修を開催することができるようになった。令和7年度は、依存症専門医と支援団体職員を講師として、対面での研修を行うことができた。生活保護担当ケースワーカー、査察指導員が参加し、依存症についての理解を深めた。	グループワークも取り入れて、普段の業務で困っていることや悩みを意見交換できるようにして、参加者の満足度を高め、参加者数を増していけるようにしたい。	生活保護の被保護者においては、ギャンブル依存症を疑われる方もいるため、同内容の研修を継続し、アンケートをもとに参加者の声を反映しながらより充実した研修内容にしたい。
		58		県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業	県内自治体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。	○	研修回数	年6回	6回	6回	6回	100%	A	研修を計6回実施し、延べ300名が参加した。	生活困窮者からの相談内容の傾向は国全体の経済・社会情勢や法改正等により変化する。常に支援の現場から求められるような研修内容を企画し、実施していく必要がある。	支援員同士のネットワークづくりをより強固にするため、対面式での実施を基本とし、他市も含めた企画検討チームにて研修内容を検討することで、満足度の高い研修を実施する。
		59		女性相談所、児童相談所等関係機関等への研修	女性相談所の職員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー等を対象としたギャンブル等依存症についての知識の向上のための研修を実施します。	○	受講回数	1回/年	0回	1	1	100%	A	受講回数:1回 精神保健福祉基礎研修に参加し、ギャンブル等依存症についての知識の向上を図った。	通常業務との兼ね合いで、研修への参加が難しいこともある。	積極的に研修参加に努めていく。
							開催回数	1回/年	0回	0	1	0%	E	令和7年度は、ギャンブル等依存症に関する研修やセミナーの開催実績なし	通常業務との都合で、ギャンブル等依存症対策に係る研修やセミナーを開催することができなかった。	発達障害支援センターと研修等の確実な開催に向けての調整を行う。
60		薬物乱用防止指導員への研修	薬物乱用防止指導員の研修の機会を活用し、薬物乱用防止指導員に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。		【自己評価の理由】 薬物乱用防止指導員に対し薬物乱用防止教室指導者講習会を実施し、参加者121名に対し、知識の情報提供を行った。						A	薬物乱用防止講演会	依存症に対する薬物乱用防止指導員の知識を向上するため、講習会等で情報提供を続けていく必要がある。	引き続き、薬物乱用防止指導員の研修の機会を活用し、薬物乱用防止指導員に対して周知を行うこととする。		

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業							目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)	判 定			
		Ⅰ 家族等に関する支援の充実															
		61		依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化	依存症相談拠点として選定した県精神保健福祉センターにおける依存症の専門相談(電話相談・面接相談)により、ギャンブル等依存症の本人、その家族等及び支援者向けの相談支援を行うほか、「依存症相談拠点機関連携会議」において、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報の共有化やネットワークの構築等を検討し、切れ目ない相談支援体制の強化を図ります。		【自己評価の理由】 電話・面接相談として、様々な立場の方からの相談を受けることができた。電話相談のギャンブルの件数は昨年度より、やや減少したが、依存症相談拠点機関連携会議において、情報共有や関係づくりができたと判断するため。					A		【精神保健福祉センター】 依存症電話相談 相談件数:427件(内ギャンブル77件) 依存症面接相談 相談件数:61件(内ギャンブル16件) 依存症相談拠点機関連携会議をオンラインで開催し、現状や課題を共有した。	電話や面接の枠は限りがあるので、必要な方が利用できるように、引き続き周知が必要である。	依存症電話相談及び依存症面接相談を引き続き実施するとともに、精神保健福祉センターが主催する事例検討会や講演会に相談員が参加することにより、相談技術の向上を図る。 依存症相談拠点機関連携会議の開催方法を検討する(対面・オンライン等)	
		62		依存症家族講座の実施	依存症治療拠点機関・依存症相談拠点機関において、家族の依存症に悩んでいる方が、依存症の知識や社会資源について学び、適切な関わり方や回復するための支援について理解し、同じ悩みを抱えた家族同士の繋がりを支援する家族講座を実施します。	○	開催数	1回以上/年	1回/年	1回	1回/年	100%	A	依存症家族講座 1回開催 「アルコール依存症の理解と家族ができること」受講者:27	必要な方が受講できるように周知や開催方法、開催場所を工夫する。	保健所等から地域の相談状況を把握し、ニーズに合わせて場所や方法を考慮して開催する。	
		63		『家族のためのワークブック』による情報提供	依存症の問題でお悩みのご家族向けに作成した『家族のためのワークブック』を活用し、依存症についての情報や本人が受け入れやすいコミュニケーションの方法、相談機関等の情報について周知を図ります。		【自己評価の理由】 面接相談などにおいて、ワークブックを活用し、本人との関わり方や依存症の情報について説明をした。					A		面接相談などでの活用	冊数の限りがあり、配布場所が限られてしまう。 依存症の幅が広がりがつあることに対応するために、定期的な見直しが必要。	引き続き相談の場面で活用し、関係機関への周知も行っていく。	
		64	新規	精神保健福祉相談事業(再掲)	保健福祉事務所・センター、市保健所において、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。		【自己評価の理由】 ギャンブルを含め、様々なこころの相談を受けとめているが、より多くの相談を受けるため、事業委託の形態とした。接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に対応する専用相談回線を設置した。また対応品質向上のため録音や迅速につなげるための緊急回線の番号表示を実施した。					B		こころの電話相談件数 67,227件	相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況がある。	継続して回線拡充と専用相談回線の設置、録音や緊急回線の番号表示を実施していく。	
		65		事業者等の取組との連携(再掲)	事業者等が行う本人・家族申告によるアクセス制限の取組や面接相談と依存症相談拠点機関等との取組の連携を進めます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関が実施するシンポジウムについて、庁内関係課や教育委員会等に対し周知を行った。また、回復支援施設等が実施する取組について、後援名義の承認により活動支援を図った。					B		治療拠点機関のシンポジウムやセミナーに関して、計画関係課や教育委員会等へ周知を実施した。	特にオンラインカジノの違法性について周知が進んでいるとは言えず、関係機関と連携のうえ広く周知を行う必要がある。	引き続き、関係機関と連携のうえ、ギャンブル等の不適切な誘因防止に取り組む。	
		66	新規	ケアラー支援専門員配置事業	ケアラーやヤングケアラーの支援者・支援機関(市町村、各種相談窓口等)のネットワーク構築や、複数の分野にまたがるなど市町村単独では対応が困難な事例の解決に向けた支援を行う「ケアラー支援専門員」を配置します。		【自己評価の理由】 支援者を対象とした対象とする研修会を開催したほか、支援者が実施する研修会への講師登壇や関係機関へのヒアリング等を通じて、支援機関とのネットワーク構築を進めた。また昨年度から実施をしている、支援者が主催する研修会に有識者や元当事者を講師として派遣を行う事業を通じて、ケアラー支援の更なる周知・理解促進に貢献した。					B		ケアラー支援専門員が講師として登壇した研修会 19回 支援制度や福祉サービス等に関する情報提供 13件 ヤングケアラー等の支援に係るコーディネート 11件 出前研修 14回	ケアラー支援者の対応力向上や部局横断的な繋がりを強化するために実施しているケアラー支援者養成研修について、出前研修や地域別研修と差別化が図れていない。	現場の声をより反映する形で、ケアラー支援に携わったことが無い新任者向けに養成研修を実施していく。	
		67	新規	ケアラーコールセンター事業	ケアラーが、ケアしている家族等のことだけではなく、ケアラー自身の悩みや不安についても気軽に相談できるよう、ケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口を設けます。 ・電話による相談(かながわケアラー電話相談) ・SNSを活用した相談(かながわヤングケアラー等相談LINE)		【自己評価の理由】 相談途中に相談者からの応答がなくなり、相談解決に至らないケースがある他、相談窓口の開設時間外に相談があったものについて、翌営業日以降に折り返し連絡するが、相談者の都合が合わず応答がないケースがあり、解決割合については32.08%に留まったものの、インターネット広告の実施により、相談受付数及び解決数に関しては、前年度比で相談受付数:約1.83倍(363件から667件)、解決数:約2.01倍(106件から214件)に増加した。					B		相談件数 LINE:667件 電話:81件 解決率 LINE:32.1% 電話:93.8%	解決率を上げる。	一層1つ1つの相談に対して丁寧に向き合い、相談者が抱える悩みや不安が少しでも和らぐようサポートしていく。	
		68	新規	ケアラー居場所づくり支援事業	ケアラーがケアに追われて社会から孤立しないよう、ケアラー同士のピアサポート、交流、息抜き、学習支援、情報収集等のための居場所づくりを支援します。		【自己評価の理由】 ケアラー支援ポータルサイトの掲載団体数に関して令和6年度:18件であったが、令和7年度:24件で6件増加した。					B		かながわケアラー支援ポータルサイト掲載団体数:24団体 ケアラーズカフェの新たな設置等に係る経費補助:3団体	ケアラーズカフェの新たな設置等への補助金の周知	関係各課と連携し、補助対象となりうる団体の掘り起こしと広報を行っていく。	
		69	新規	かながわケアラー支援ポータルサイト	ケアラーや関係機関に相談窓口や利用できるサービスなどの情報を提供するとともに、県民の方にケアラーの置かれている状況などについて周知を図ります。		【自己評価の理由】 年間サイトビュー数に関して、令和6年度:14,700件であったが、令和7年度:14,326件で減少した。しかしながら、ケアラー支援ポータルサイト内の「かながわヤングケアラー等相談LINE」では、令和6年度:6,780件から令和7年度:8,819件に増加しており、また「ケアラーの方が利用できる支援一覧」においては、令和6年度:3,662件から令和7年度:5,718件に増加しており、特定のページへの誘導ができています。					B		ケアラーズカフェなど当事者支援やケアラー支援者を支える二次相談といったケアラー支援に関する情報提供を行った。	アクセス数を増やしていく。	県主催の市町村担当者会議やケアラー支援専門員設置事業における会議研修会等で、引き続き周知を行っていく。	

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業					目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性	
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)				進 捗 度 (C/D)
	オ	職域における支援の促進														
		70		産業保健総合支援センターとの連携	産業保健総合支援センターに対して、ギャンブル等依存症に関するポスターやリーフレットを活用して情報共有を行い、職場における普及啓発を図ります。		【自己評価の理由】 オンラインカジノの違法性及びインターネットを利用したギャンブル等依存症を啓発するポスターを提供し、相談先(かながわ依存症ポータルサイト)についても共有することができた。	A	令和7年度に作成のポスター(オンラインカジノ啓発)を産業保健総合支援センターに送付した。	特になし。	引き続き、啓発資材等により情報共有を行う。					
		71		職域における普及啓発の推進(再掲)	市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とした「地域・職域連携推進協議会」と連携し、職域におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解を促進します。		【自己評価の理由】 研修や健康教育のテーマは、受講者や関係機関の要望に沿い実施しており、令和7年度はギャンブル依存症等と異なる内容について希望が多かったため、令和6年度の実績よりも、従業員、経営者に対する健康教育回数や参加人数は減少した。令和6年度同等の回数・参加人数値を見込んでいたため、当初想定の結果を挙げるができなかったと評価した。	C	【地域・職域連携推進関係研修】 テーマ:働く人のメンタルヘルス研修会(地域自殺対策研修会) 実施回数:2回 参加者数:81名 【従業員、経営者等に対する健康教育】 実施回数:1回 参加者人数:26名 ・保健福祉事務所等では、従業員、経営者等を対象に、地域・職域連携推進関係の研修や健康教育を実施した。 ・他にも、職域イベント等の機会を活用した健康情報の提供等も行った。	研修や健康教育のテーマは、受講者や関係機関の要望に沿い決定するため、毎年度、ギャンブル等依存症に関係するテーマが採用されるとは限らない。	引き続き、研修や健康教育の場を活用して、ギャンブル等依存症関係も含めた健康情報を提供していく。					
	(2) 治療支援体制の充実															
	ア	医療提供体制の充実														
		72		依存症専門医療機関の指定	依存症の本人が地域で適切な医療が受けられることを目的として、「依存症専門医療機関」を選定し、依存症医療の均てん化と関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療提供体制を整備します。 また、専門医療機関となるために必要な研修の受講について、県内の医療機関への呼び掛けを行います。	○	依存症専門医療機関の設置数の増加	10機関	6	6機関	10機関	0%	E	現在の依存症専門医療機関(6機関) ・神奈川県精神医療センター ・久里浜医療センター ・北里大学病院 ・みくろべ病院 ・神奈川病院 ・大石クリニック	アルコール依存症が疑われる者の推計数とアルコール依存症で医療機関を受診した患者数との乖離(いわゆる治療ギャップ)があることから、依存症の専門医療機関・専門医の充実した体制が求められている。湘南地域や県西地域に拠点病院がなく、偏在性も課題である。	引き続き、県内市町村と連携し、専門医療機関の選定に努める。
		73		依存症治療拠点機関を中心とした医療提供体制の充実	依存症治療拠点機関において、ギャンブル等依存症の治療の充実に向けた治療回復プログラムの実施や医療従事者を対象とした依存症の研修の実施、セミナー等の開催による普及啓発等の取組を行い、医療提供体制の充実を図ります。		【自己評価の理由】 各医療機関において、入院患者及び外来患者を対象とした治療回復プログラムを複数回実施し、また、依存症セミナーやポータルサイト等様々な方法を活用した人材育成や普及啓発に取り組めていると判断したため。	A	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、各医療機関にて医療従事者を対象とした研修や入院・外来患者を対象としたアルコール依存症治療プログラムを行った。そのほか、依存症シンポジウムや動画作成などによる普及啓発や、関係機関への講師派遣により支援の充実を図った。	研修やセミナー、普及啓発資材については周知方法の工夫が必要。	引き続き、神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、医療提供体制の充実に向けて多角的に取組を進める。					
		74		地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施	依存症治療拠点機関による、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備し、依存症患者を適切な治療、支援に確実に結びつけることを目的としたモデル事業を実施します。		【自己評価の理由】 患者への直接の情報提供、支援者への普及啓発、関係機関との連携等、様々な視点から支援を実施することができた。	A	依存症治療拠点機関(北里大学病院)において、次の取組を実施した。 ○依存症セミナーの開催 ○他科診療科・行政との連携強化 【具体的な連携手法】 ○入院患者へのリエゾン介入 ○リーフレット等配布による患者への情報提供 ○研修会・勉強会実施による支援者への普及啓発 ○医療圏外の精神科病院との連携	依存症治療拠点機関と連携し、引き続き継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備していくことが必要である。	引き続き、依存症患者を適切な治療、支援に結びつけられるよう実施体制について検討して行う。					
		75		依存症治療拠点機関等連携会議における検討(再掲)	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。	A	令和7年度 第1回:令和7年7月30日(現地及びオンライン) 第2回:令和8年2月12日(現地及びオンライン)	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。					
		76		地域医療連携体制整備事業	依存症の本人が適切な医療を受けられるようにするため、依存症治療 に係る地域医療機関への助言・指導、関係機関との連絡調整等を行うとともに、県内の依存症についての状況などの調査・研究を行います。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関連携会議を年2回実施することで、定期的な情報共有が図れており、関係機関との連携も概ね図れていると判断したため。	B	○依存症治療拠点機関において、支援団体や他の医療機関と連携し、依存症患者の継続支援に努めた。 ○依存症治療拠点機関連携会議において、各医療機関における依存症の状況について情報共有を行った。	依存症専門医療機関がない地域における地域支援体制を強化する必要がある。	引き続き、依存症治療拠点機関を中心として関係機関との連携、情報共有に努める。					
		77		かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供(再掲)	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につながることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。		【自己評価の理由】 順調にアクセス件数が増加しており、今後県計画の目標数値の達成が見込めると判断したため。	B	7年度の月別アクセス数 【4月】5,034件【5月】5,621件【6月】5,373件【7月】5,638件【8月】5,886件【9月】6,505件【10月】6,756件【11月】5,426件【12月】5,428件【1月】5,971件【2月】4,627件【3月】4,899件	令和元年度から7年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報が必要としている県民がポータルサイトに繋がることできるよう取り組む必要がある。	引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、8年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。					

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性
大柱	中柱	項目	No.	新 規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)			
		イ 医療の質の向上														
		78	新規	依存症医療研修	依存症治療拠点機関において、医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関において遅滞なく研修は実施でき、参加者も増加したが、依然伸び悩んでいるため。		C	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、県内の医師や看護師等の医療従事者を対象にした研修を行った。(参加者 精神医療センター40名、北里大学病院94名)	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、広く県内の医師や看護師等の医療従事者に受講していただけるよう、案内方法や開催方法、講座内容の工夫が必要。	引き続き、神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。				
		79		集団治療回復プログラムの普及	依存症から回復を目指す多くの方に対して、集団治療回復プログラムを提供できるよう取り組みます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関及び専門医療機関において、順調にプログラムを実施できていると判断したため。		A	○精神医療センター 【こいプロ(行動嗜癖)】 参加人数:248名 ※入院・外来 ○北里大学病院 【KIPP(北里依存ノ嗜癖クリベンションプログラム)】 参加人数:287名 ※入院・外来 ○その他の専門医療機関等でも治療プログラムを実施 ○プログラムによっては自助グループ等のスタッフが参加している	より多くの方に切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関との連携が必要がある。	依存症治療拠点機関及び専門医療機関と連携し、引き続き支援体制について検討していく。				
		80		依存症治療拠点機関等連携会議における検討(再掲)	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。		A	令和7年度 第1回: 令和7年7月30日(現地及びオンライン) 第2回: 令和8年2月12日(現地及びオンライン)	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。				
		ウ 関係機関との連携体制の強化														
		81		依存症治療拠点機関等連携会議における検討(再掲)	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。		A	令和7年度 第1回: 令和7年7月30日(現地及びオンライン) 第2回: 令和8年2月12日(現地及びオンライン)	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。				
		82		実態調査を踏まえた切れ目ない支援の検討	令和2(2020)年度に県が実施した「依存症に係る社会資源実態調査」や、国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実態調査等の結果を踏まえて、ギャンブル等依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられるよう、相談・治療・回復に向けた切れ目ない支援のあり方を検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症専門医療機関連携会議や県ギャンブル等依存症対策推進協議会において、患者・家族支援の取組について情報共有・課題検討ができた。		A	【依存症治療拠点機関連携会議(精神医療センター)】 第1回: 令和7年7月30日(現地及びオンライン) 第2回: 令和8年2月12日(現地及びオンライン) 【県ギャンブル等依存症対策推進協議会】 第1回: 令和7年10月10日(金)15時～17時	引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存症専門医療機関や依存症専門医療機関等の関係機関等と検討をする必要がある。	引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存症治療拠点機関等連携会議やギャンブル等依存症対策推進協議会等で検討し、効果的な取組みにつなげていく。				
		83		県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携(再掲)	市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、治療支援体制の充実に向けて検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 改定計画の取組状況や課題点について、活発な意見交換ができたと判断したため。		B	開催回数: 1回 日時: 令和7年10月10日(金)15時～17時 【議題】 (1)「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」の進行管理について (2)県内の依存症専門医療機関に関するニーズ調査の実施について (3)令和7年度ギャンブル等依存症対策の普及啓発について (4)オンラインカジノ利用による摘発者に対するアンケートの実施について	特に、インターネットを利用したギャンブル等依存症対策に関する新たな取り組みについて検討を進める必要がある。	引き続き、改訂計画の進捗状況を共有し、今後の依存症対策の総合的な推進のため取組み方法等を検討していく。				

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性	
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)				判 定
3 回復及び再発防止に向けた支援																	
(1) 回復及び社会復帰支援																	
ア ギャンブル等依存症からの回復支援・再発防止																	
		84			かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供（再掲）	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につなげることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。	○	アクセスの増加	6,000件 (月平均)	4077件 (令和4年度 月平均)	5596件/月	6000件/月	93%	B	7年度の月別アクセス数 【4月】5,034件【5月】5,621件【6月】5,373件【7月】5,638件【8月】5,886件【9月】6,505件【10月】6,756件【11月】5,426件【12月】5,428件【1月】5,971件【2月】4,627件【3月】4,899件	令和元年度から7年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに繋がることができるよう取り組む必要がある。	引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、8年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。
		85			依存症に関する普及啓発（再掲）	ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口などについて、広く県民に理解していただけるよう、普及啓発に取り組みます。また、県ホームページにギャンブル等依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につなげるきっかけづくりの取組を進めます。さらに、県民の方々の目に触れる機会を増やすため、インターネットや動画のほか、バナー広告やデジタルサイネージ等、様々な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。	○	精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口の認知度の増加	60%	24.70%	28.9%	48%	18%	E	県ホームページ及び県作成動画において、行政相談窓口やかながわ依存症ポータルサイトについて案内している。啓発期間においては、かなチャンTV(Youtube)や公共交通広告、Yahoo!ディスプレイ広告を活用した普及啓発に取り組んだ。	相談先の認知度について、精神保健福祉センターや保健所等の行政相談窓口の認知度は、令和6年度まで年々徐々に増加傾向にあるが、令和7年度に減少しており、広く県民が理解できているとはまだ言い難い。今後も動画やリーフレット等以外にも、様々な広告媒体を活用し、依存症の相談先を県民に普及できるよう取り組む。	行政の関係機関や自助グループ、医療機関と連携し、県民がギャンブル等依存症について理解していただけるような動画を作成し、広く普及啓発できるよう県ホームページやYoutubeに掲載する予定である。
		86			地域の支援者向けの普及啓発の推進（再掲）	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に関わる機会がある民生委員・児童委員・保護司等の地域の支援者に対して、ギャンブル等依存症に関する相談窓口等の周知を図ります。		【自己評価の理由】 民生委員児童委員活動の手引きにより依存症対策に関する相談窓口の周知を行うことで、民生委員児童委員活動の中で支援が必要な方がいた際に、適切に相談窓口へつなげることができると考えられるため。						A	令和7年度版民生委員児童委員活動の手引きを積極的に活用していただき、依存症対策に関する相談窓口について周知した。 (同手引きは3年に1度作成し民生委員児童委員へ提供している)	特になし	引き続き、令和7年度版民生委員児童委員活動の手引きにより依存症対策に関する相談窓口等について周知する。
		87			受診後の患者支援事業の実施	依存症治療拠点機関において、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、外来受診後又は退院後の依存症患者について、適切な治療と自助グループや回復支援施設等への継続した支援を実施します。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関において、多くの民間支援団体と連携し、受信後の患者に対し継続的な支援を行えたため。						A	【県立精神医療センター】 ・103名を対象に受診後の患者支援に係るモデル事業を実施。 ○民間支援団体との連携 ・17施設の民間支援団体(自助グループ等を含む。)と連携。 ・入院治療プログラムとして断酒会、AA、NAの当事者が1回／月メッセージを伝えに来院する ・薬物プログラム「SMARPP」にダルクのスタッフが参加する ・精神保健福祉士のプログラムの中で依存症関連施設が1~2回／年、地域の施設紹介として来院して顔の見える関係作りを行う ○継続的な支援 ・入院中に自助グループや回復施設への情報提供を行い、必要があれば同行し、積極的に通所できるよう支援する ・医師、看護師、精神保健福祉士が連携して受診継続や自助グループ、施設への通所状況を共有し、連携しながら支援している	依存症治療拠点機関と連携し、引き続き継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備していくことが必要である。	引き続き、依存症患者を適切な治療、支援に結びつけられるよう実施体制について検討して行う。
		88			専門医療機関等における回復支援・再発防止の取組	「依存症専門医療機関」において、STEP-G(ステップジー)、KIPP(キップ)、SAT-G(サットジー)などをはじめとする外来集団治療プログラム等を依存症からの回復を目指す多くの方に提供することにより、依存症の回復支援・再発防止に取り組めます。また、依存症専門医療機関において、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等と継続的に連携して、回復支援や再発防止に取り組めます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関において、自助グループ等の関係団体と連携したプログラム・講演会を順調に実施できていると判断したため。						A	○精神医療センター 【こいプロ(行動嗜癖)】 参加人数:248名 ※入院・外来 ○北里大学病院 【KIPP(北里依存／嗜癖クリベンションプログラム)】 参加人数:287名 ※入院・外来 ○その他の専門医療機関等でも治療プログラムを実施 ○プログラムによっては自助グループ等のスタッフが参加している	より多くの方に切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関との連携が必要がある。	依存症治療拠点機関及び専門医療機関と連携し、引き続き支援体制について検討していく。
		89			地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施（再掲）	依存症治療拠点機関による、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備し、依存症患者を適切な治療、支援に確実に結びつけることを目的としたモデル事業を実施します。		【自己評価の理由】 患者への直接の情報提供、支援者への普及啓発、関係機関との連携等、様々な視点から支援を実施することができた。						A	依存症治療拠点機関(北里大学病院)において、次の取組を実施した。 ○依存症セミナーの開催 ○他科診療科・行政との連携強化 【具体的な連携手法】 ○入院患者へのリエゾン介入 ○リーフレット等配布による患者への情報提供 ○研修会・勉強会実施による支援者への普及啓発 ○医療圏外の精神科病院との連携	依存症治療拠点機関と連携し、引き続き継続的なサポートを一貫して実施する体制を整備していくことが必要である。	引き続き、依存症患者を適切な治療、支援に結びつけられるよう実施体制について検討して行う。

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性		
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)				判 定	
			90	新規	精神保健福祉相談事業 (再掲)	保健福祉事務所・センター、市保健所において、 こころの健康について悩みがある方の電話や来 所による相談支援や、訪問支援等に取り組みま す。			【自己評価の理由】 ギャンブルを含め、様々なこころの相談を受けとめているが、より多くの相談を受けるため、 事業委託の形態とした。接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に対応する専用相 談回線を設置した。また対応品質向上のため録音や迅速につなげるための緊急回線の番号 表示を実施した。					B	こころの電話相談件数 67,227件	相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況 がある。	継続して回線拡充と専用相談回線の設置、録 音や緊急回線の番号表示を実施していく。	
			91		地域における自助グ ループや回復支援施設 等との連携	保健福祉事務所・センターが実施している地域 支援において、自助グループや回復支援施設 等との連携を図ります。 また、県内の自助グループや回復支援施設等 が開催する研修会の運営等の協力をするこ とを通じ、その活動を支援します。 さらに、県内の依存症に係る自助グループや回 復支援施設等の活動状況等の実態調査結果を 踏まえ、各団体が抱える課題に対して必要と される支援を検討のうえ、相談機関、医療機関等 の各関係機関との連携の拡充を図ります。			【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関において実施した講演会において、回復支援施設や家族会に講師を依 頼し、体験談などをお話しいただいた。 また、後援名義の承認により、活動支援を図ることができた。				A	〇令和6年度に依存症治療拠点機関(精神医 療センター・北里大学病院)で実施の依存症シ ンポジウム、家族講座、依存症セミナー等で当 事者や家族会の方にご講演いただいた。 〇支援団体が主催する公益性の高いイベン トについて、後援名義を承認した。	様々な自助グループ等の活動を普及啓発できるよ う、今後も連携していく必要がある。	引き続き、研修や講座における講師依頼や後援名義 の承認等により、活動支援を図る。		
									【自己評価の理由】 開催したほぼすべての講座等において、自助グループや回復支援施設の職員に参加いた だき、体験談をお話しいただいた。			A	依存症公開講座、家族講座等にて当事者の家族 の方及び当事者に体験談を話していただいた。	講師依頼する内容や方法について自助グループ等 の活動を普及啓発できるよう、今後も連携していく 必要がある。	引き続き、研修や講座において講師依頼等を行い、 連携を図る。			
		イ 就労及び復職支援																
				92		産業保健総合支援セン ターとの連携(再掲)	保健福祉事務所・センターや精神保健福祉セン ターにおいて、アルコール健康障害、薬物依存 症、ギャンブル等依存症に関する「電話相談」や 「面接相談」、「依存症包括相談会」を実施しま す。			【自己評価の理由】 オンラインカジノの違法性及びインターネットを利用したギャンブル等依存症を啓発するポス ターを提供し、相談先(かながわ依存症ポータルサイト)についても共有することができた。					A	令和7年度に作成のポスター(オンラインカジノ 啓発)を産業保健総合支援センターに送付し た。	特になし。	引き続き、啓発資材等により情報共有を行う。
				93		職域における普及啓発 の推進(再掲)	市町村や産業保健関係者、企業等を構成員とし た「地域・職域連携推進協議会」と連携し、職域 におけるギャンブル等依存症に関する正しい知 識の普及と理解を促進します。			【自己評価の理由】 研修や健康教育のテーマは、受講者や関係機関の要望に沿い実施しており、令和7年度は ギャンブル依存症等と異なる内容について希望が多かったため、令和6年度の実績よりも、 従業員、経営者に対する健康教育回数や参加人数は減少した。令和6年度同等の回数・参 加人数値を見込んでいたため、当初想定の成果を挙げることができなかったと評価した。					C	【地域・職域連携推進関係研修】 テーマ:働く人のメンタルヘルス研修会(地域自 殺対策研修会) 実施回数:2回 参加者数:81名 【従業員、経営者等に対する健康教育】 実施回数:1回 参加者人数:26名 ・保健福祉事務所等では、従業員、経営者等を 対象に、地域・職域連携推進関係の研修や健 康教育を実施した。 ・他にも、職域イベント等の機会を活用した健康 情報の提供等も行った。	研修や健康教育のテーマは、受講者や関係機 関の要望に沿い決定するため、毎年度、ギャン ブル等依存症に関係するテーマが採用される とは限らない。	引き続き、研修や健康教育の場を活用して、 ギャンブル等依存症関係も含めた健康情報を 提供していく。
				94		職域研修「働く人のメン タルヘルス研修」等にお ける相談窓口の周知	保健福祉事務所・センター等が労働基準監督署 単位で開催する職域研修「働く人のメンタルヘル ス研修会」等の機会を通じて、ギャンブル等依存 症について情報提供し、相談窓口や専門医療 機関等の周知に取り組みます。			【自己評価の理由】 県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアル コール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行っ た。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。					A	県所管域の保健所、保健福祉事務所・センター の職域研修会開催の際には、うつ病とアルコ ール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタル ヘルスの知識についての普及啓発を行った。ま た、県所管域の職域研修会の開催状況の取り まとめを行った。	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するた め、事業所の人事管理担当者等産業保健関係 職員に対して、知識を普及していくことが必要 である。	保健所等が開催する職域研修会等の機会を通 じて、アルコール健康障害等のリーフレット等を 配架し、働く人のメンタルヘルスについて知識 の普及を図る。
				95		労働者等に対するギャン ブル等関連問題に関す る啓発	「かながわ労働センター」が実施する「働く人のメ ンタルヘルス相談」、一般労働相談、労務管理 セミナー等の機会に、ギャンブル等関連問題や 依存症に関するリーフレット等の資料を配布し、 啓発に取り組みます。			【自己評価の理由】 所管課が実施するイベント等において配架可能な資料を提供し、普及啓発をすすめることが できたと判断したため。					A	精神保健福祉センターが作成した次のリーフ レットを所管課あて提供した。 1 アルコールについて知ってほしいこと 2 女性に知ってほしいアルコールの話 3 依存症は病気だと知っていますか？	特になし。	引き続き、当課及び精神保健福祉センターが 作成した依存症啓発資材を配布し、啓発に努 める。
											【自己評価の理由】 依存症関連問題に関するリーフレットを配布することで、労働者等に対するアルコール関連 問題に関する啓発をすることができたと判断したため					A	依存症関連問題に関するリーフレットをかな がわ労働センター4か所に配布した。	特になし。
		96		メンタルヘルス相談、産 業医との連携	ギャンブル等依存症の本人が復職や就職する 際配慮すべき視点について、産業医に対し理解 促進のための情報提供をします。			【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関において、医療従事者向けの依存症セミナー等を開催し、依存症の理 解促進に向けた普及啓発事業を実施できた。					B	依存症治療拠点機関において、医療従事者向 けの依存症セミナー等を開催し、依存症の理解 促進に向けた普及啓発事業を実施した。	引き続き産業医等に対する効果的な普及啓発方法 を検討するとともに、効果検証の方法についても検 討が必要。	依存症治療拠点機関、依存症相談拠点機関等と連 携し、産業医に対する依存症の理解促進に向けた 取組を行う。		
		97	新規	精神保健福祉相談事業 (再掲)	保健福祉事務所・センター、市保健所において、 こころの健康について悩みがある方の電話や来 所による相談支援や、訪問支援等に取り組みま す。			【自己評価の理由】 ギャンブルを含め、様々なこころの相談を受けとめているが、より多くの相談を受けるため、 事業委託の形態とした。接続の改善として回線拡充と緊急を要する相談に対応する専用相 談回線を設置した。また対応品質向上のため録音や迅速につなげるための緊急回線の番号 表示を実施した。					B	こころの電話相談件数 67,227件	相談ダイヤルにかけるが、つながりにくい状況 がある。	継続して回線拡充と専用相談回線の設置、録 音や緊急回線の番号表示を実施していく。		

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性																
大柱	中柱	項目	No.	新 規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)				判 定															
			98		地域における自助グループや回復支援施設等との連携(再掲)	保健福祉事務所・センターが実施している地域支援において、自助グループや回復支援施設等との連携を図ります。 また、県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会の運営等の協力をすることを通じ、その活動を支援します。 さらに、県内の依存症に係る自助グループや回復支援施設等の活動状況等の実態調査結果を踏まえ、各団体が抱える課題に対して必要とされる支援を検討のうえ、相談機関、医療機関等の各関係機関との連携の拡充を図ります。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関において実施した講演会において、回復支援施設や家族会に講師を依頼し、体験談などをお話しいただいた。 また、後援名義の承認により、活動支援を図ることができた。						A	○令和6年度に依存症治療拠点機関(精神医療センター・北里大学病院)で実施の依存症シンポジウム、家族講座、依存症セミナー等で当事者や家族会の方にご講演いただいた。 ○支援団体が主催する公益性の高いイベント1件について、後援名義を承認した。	様々な自助グループ等の活動を普及啓発できるよう、今後も連携していく必要がある。	引き続き、研修や講座における講師依頼や後援名義の承認等により、活動支援を図る。															
						【自己評価の理由】 開催したほぼすべての講座等において、自助グループや回復支援施設の職員に参加いただき、体験談をお話しいただいた。						A	依存症公開講座、家族講座等にて当事者の家族の方及び当事者に体験談を話していただいた。	講師依頼する内容や方法について自助グループ等の活動を普及啓発できるよう、今後も連携していく必要がある。	引き続き、研修や講座において講師依頼等を行い、連携を図る。																	
		ウ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援																														
					99		多重債務相談窓口の周知(再掲)	県内市町村の多重債務相談窓口に関するリーフレットの作成・配布、県ホームページで相談窓口を周知することにより、現に多重債務状態(ギャンブル等依存症に起因するものを含む)に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済につなげます。		リーフレット作成部数	3,500部/年	3,500部/年	3500部/年	3500部/年	100%		A	県内の多重債務相談窓口を案内するリーフレットを3,500部作成し、関係機関へ配布するとともに、県ホームページにも同内容を掲載した。	幅広く相談窓口の周知が図れるようリーフレットの配布先を適宜検討する必要がある。	引き続き、リーフレットを作成・配布するとともに、県ホームページにて情報提供をする。												
									100		日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターにおける取組	「貸付自粛制度」、「生活再建支援カウンセリング」について、ギャンブル等依存症の支援団体、保険・医療関係者等の関係機関と連携により、ポスターやリーフレット、講演会等にて、広く周知を図ります。		【自己評価の理由】 令和7年度の取組においては、広報活動の強化、関係機関との連携、啓発手段の多様化など、複数の側面から施策を推進した結果、「貸付自粛制度」の登録件数が令和6年度の5,019件から令和7年度には5,201件へと増加した。このことから、「ギャンブル等依存症対策の推進に一定の成果をあげられた」と考え、B評価とした。						B	(1) 「ギャンブル等依存症問題啓発週間」(5月13日～20日)に合わせ、YouTube、TikTok、X(旧Twitter)にて当協会制作の啓発動画を配信。 (2) 協会ホームページをリニューアルし「ギャンブル等依存症について」ギャンブル等依存症の基礎知識、借金との関係及び相談窓口・支援機関のリンク等を掲載。	1. 家族等からの相談は多いが、貸付自粛制度の性質上、本人からの申出が前提であるため、周囲からの働きかけだけでは限界がある。 2. 生活再建支援カウンセリングは、多重債務や依存的行動に起因する金銭問題の再発防止を目的とした相談・助言・生活再建支援業務であるが、昨今は医療機関等の専門機関依存症の診断・治療が必要と思われる生活再建支援カウンセリング希望者が増加している。	令和7年度の活動を継続する。									
													101		生活困窮者に対する相談支援	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態等に応じた支援を行います。		【自己評価の理由】 相談窓口では社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有した相談支援員等が、相談者の複合的な課題を解きほぐしながら、寄り添った支援を行った。 また、必要に応じて、市町村や依存症に関する各種相談窓口等とも連携しながら、必要な支援を包括的に行った。						A	県は町村分を所管しており、421件の新規相談を受け付け、52件の支援プランを作成した。	近年は複合的な課題を抱える相談者が増加するとともに、若年層や外国籍の方など、相談者像も変化していることから、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。	支援員のための研修の実施や町村等との連携強化を行いつつ、引き続き相談者に寄り添った支援を実施していく。					
																	102		県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業(再掲)	県内自治体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。		研修回数	年6回	6 回	6回	年6回	100%		A	研修を計6回実施し、延べ300名が参加した。	生活困窮者からの相談内容の傾向は国全体の経済・社会情勢や法改正等により変化する。常に支援の現場から求められるような研修内容を企画し、実施していく必要がある。	支援員同士のネットワークづくりをより強固にするため、対面式での実施を基本とし、他市も含めた企画検討チームにて研修内容を検討することで、満足度の高い研修を実施する。
																					103		消費生活相談(再掲)	消費生活相談の際に、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、国から示されたマニュアルに基づき、適切な専門機関を紹介します。		【自己評価の理由】 消費生活の相談の際に、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合には、債務整理のための機関や依存症窓口等を案内することが出来ている。						A
	104		県司法書士会における取組	依存症問題への正しい理解や基本的な相談対応技術、関係機関等の支援者の役割について理解を深めるため、研修会を実施するとともに、研修会以外の活動も検討します。		【自己評価の理由】 依存症問題に特化した研修を実施できていないが、メンタルヘルスに問題を抱えた相談者に対する相談対応や多職種との地域連携の大切さや役割について理解を深める研修会を実施できた。						B	(1) 通年事業 ・裁判・多重債務等の一般法律相談 ・裁判を起こされた、借金等相談を司法書士が電話で応じる事業 (2) 各種フォーラム、研修会への参加 ・市販薬使用症と自傷・自殺講演会 ・薬物依存者と家族フォーラム ・薬物相談事業研修 ・薬物依存症家族講座研修	自死問題対策委員会内で活動しているため、ギャンブル等依存症に特化した事業を行っていない。 借金・多重債務問題に関与する場面での役割となるが、免責不許可事由に該当するため実際に受任している司法書士の数は不明であり、調査していない。	ギャンブル等依存に限らず、メンタルヘルスに問題を抱えた方の相談対応につき研鑽を積むため、研修会や多職種と連携した事例検討会を継続して実施していきたい。																	

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性		
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)				判 定	
		エ 支援者の人材育成							【自己評価の理由】 医療機関や行政機関の職員、地域の支援者等を対象に、アルコール健康相談研修を実施し、アルコール依存症に対する知識の獲得や技術の向上に寄与した。						A	アルコール健康相談研修 1回開催 「アルコール依存症の理解と高齢者のアルコール問題について」 受講者：47名	アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者（地域包括や事業所等）へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。	アルコール健康相談研修の開催方法を検討していく。
		105		支援者向け研修(再掲)	依存症相談拠点機関において、依存症患者への相談支援を行う者を対象とした対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関、治療機関、自助グループや回復支援施設等の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。 また、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関で実施した各研修について、様々な職種の支援者に参加いただけたと判断したため。						B	○生活支援研修 【北里大学病院】 実施日：令和7年7月3日 参加者数：17名 ○相談対応研修 【北里大学病院】 実施日：令和8年2月28日 参加者数：82名 【精神医療センター】 実施日：令和6年11月19日 参加者数：22名		より多くの支援者に参加いただくため、周知方法の工夫が必要。	引き続き両機関と連携し、依存症への理解や対応力を向上させる研修、セミナーを実施していく。	
		107		生活保護関係職員への研修(再掲)	生活保護担当ケースワーカー及び査察指導員への研修等の機会を活用し、ケースワーカー等に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。		【自己評価の理由】 相談窓口では社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有した相談支援員等が、相談者の複合的な課題を解きほぐしながら、寄り添った支援を行った。 また、必要に応じて、市町村や依存症に関する各種相談窓口等とも連携しながら、必要な支援を包括的に行った。						A	県は町村分を所管しており、421件の新規相談を受け付け、52件の支援プランを作成した。	近年は複合的な課題を抱える相談者が増加するとともに、若年層や外国籍の方など、相談者像も変化していることから、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。	支援員のための研修の実施や町村等との連携強化を行いつつ、引き続き相談者に寄り添った支援を実施していく。		
		108		県生活困窮者自立支援制度都道府県研修事業(再掲)	県内自治体が実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の従事者の資質の向上を図る研修等の機会を活用し、従事者に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。	○	研修回数	年1回	1回	1回	年1回	100%	A	令和6年度から研修事業を直営から委託に変更したことで、研修回数を増やし多様なテーマの研修を開催することができるようになった。令和7年度は、依存症専門医と支援団体職員を講師として、対面での研修を行うことができた。生活保護担当ケースワーカー、査察指導員が参加し、依存症についての理解を深めた。	グループワークも取り入れて、普段の業務で困っていることや悩みを意見交換できるようにして、参加者の満足度を高め、参加者数を増していけるようにしたい。	生活保護の被保護者においては、ギャンブル依存症を疑われる方もいるため、同内容の研修を継続し、アンケートをもとに参加者の声を反映しながらより充実した研修内容にしたい。		
		109		薬物乱用防止指導員への研修(再掲)	薬物乱用防止指導員の研修の機会を活用し、薬物乱用防止指導員に対して、ギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識や情報を提供します。	○	開催数	年1回	1回 (令和元年度)	1回	1回/年	100%	A	薬物乱用防止教室指導者講習会	依存症に対する薬物乱用防止指導員の知識を向上するため、講習会等で情報提供を続けていく必要がある。	引き続き、薬物乱用防止指導員の研修の機会を活用し、薬物乱用防止指導員に対して周知を行うこととする。		
		110		依存症医療研修(再掲)	依存症治療拠点機関において、医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関において遅滞なく研修は実施でき、参加者も増加したが、依然伸び悩んでいるため。						C	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、県内の医師や看護師等の医療従事者を対象にした研修を行った。(参加者 精神医療センター40名、北里大学病院94名)	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、広く県内の医師や看護師等の医療従事者に受講していただけるよう、案内方法や開催方法、講座内容の工夫が必要。	引き続き、神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。		
		111		集団治療回復プログラムの普及(再掲)	依存症から回復を目指す多くの方に対して、集団治療回復プログラムを提供できるよう取り組みます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関及び専門医療機関において、順調にプログラムを実施できていると判断したため。						A	○精神医療センター 【こいプロ(行動嗜癖)】 参加人数：248名 ※入院・外来 ○北里大学病院	より多くの方に切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関との連携が必要がある。	依存症治療拠点機関及び専門医療機関と連携し、引き続き支援体制について検討していく。		
					112		依存症治療拠点機関等連携会議における検討(再掲)	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。						A	令和7年度 第1回：令和7年7月30日(現地及びオンライン) 第2回：令和8年2月12日(現地及びオンライン)	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)			
		オ 関係機関との連携体制の強化														
		113	新規	依存症治療拠点機関等連携会議における検討(再掲)	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。		A	令和7年度 第1回:令和7年7月30日(現地及びオンライン) 第2回:令和8年2月12日(現地及びオンライン)	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。				
		114	新規	県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携(再掲)	市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、本人やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 改定計画の取組状況や課題点について、活発な意見交換ができたと判断したため。		B	開催回数:1回 日時:令和7年10月10日(金)15時～17時 【議題】 (1)「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」の進行管理について (2)県内の依存症専門医療機関に関するニーズ調査の実施について (3)令和7年度ギャンブル等依存症対策の普及啓発について (4)オンラインカジノ利用による摘発者に対するアンケートの実施について	特に、インターネットを利用したギャンブル等依存症対策に関する新たな取り組みについて検討を進める必要がある。	引き続き、改訂計画の進捗状況を共有し、今後の依存症対策の総合的な推進のため取組方法等を検討していく。				
		115	新規	市町村自殺・依存症対策主管課長会議における連携(再掲)	本県における総合的な自殺対策及び依存症対策を推進するため、県と管内市町村及び関係団体等との連携・情報共有を図ります。		【自己評価の理由】 県や自治体が実施している取組について情報共有・意見交換を行い、連携を深めることができたと判断したため。		A	日時:令和7年4月23日(水)14:00～16:00 【議題】 (1)自殺対策について ○自殺者数の状況について ○今後の自殺対策の取組について(県と市町村の連携等) ○令和7年度地域自殺対策強化交付金事業について (2)依存症対策について ○本県の依存症対策について(概要説明) ○近年の依存症対策に関する課題について (3)その他市区町村の取組紹介	特になし。	引き続き、県と管内市町村及び関係団体等と連携し、情報共有を行う場として実施していく。				
(2) 自助グループ・回復支援施設等の活動支援																
		ア 自助グループ・回復支援施設等の周知														
		116		かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供(再掲)	ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が必要な支援につなげることができるよう、「かながわ依存症ポータルサイト」において、依存症の治療や支援に対応している県内の医療機関、自助グループや回復支援施設等の情報や、依存症に関するセミナーやイベントについて情報提供します。		【自己評価の理由】 順調にアクセス件数が増加しており、今後県計画の目標数値の達成が見込めると判断したため。		B	7年度の月別アクセス数 【4月】5,034件【5月】5,621件【6月】5,373件【7月】5,638件【8月】5,886件【9月】6,505件【10月】6,756件【11月】5,426件【12月】5,428件【1月】5,971件【2月】4,627件【3月】4,899件	令和元年度から7年度にかけて、年々ポータルサイトへのアクセス数は順調に増加している。今後も、普及啓発等を通じて情報を必要としている県民がポータルサイトに繋がることができるよう取り組む必要がある。	引き続き、既存の普及啓発媒体に加え、8年度に作成する動画やポスター等によりポータルサイトを案内し、県民に広く広報できるよう努める。				
		117		自助グループ・回復支援施設の活動の周知	地域の重要な社会資源として、自助グループや回復支援施設等について、地域関係機関に情報提供し、活動の周知に取り組みます。また、広報用動画の制作等、活動の新たな周知方法について検討し、取組を進めていきます。		【自己評価の理由】 かながわ依存症ポータルサイトにおいて各機関の情報提供を行っており、アクセス件数が増加しているため。		A	○回復支援施設等の登録件数39件	かながわ依存症ポータルサイト以外の広報媒体での周知	引き続き、かながわ依存症ポータルサイトを周知につとめ、それ以外の方法についても検討する。				
							【自己評価の理由】 研修や講演会、電話・面接相談などにおいて情報提供ができた。		A	依存症講演会、家族講座、電話相談や面接相談において適宜情報提供をした。	相談につながらない人へどのように情報を届けるか。	引き続き、機会をとらえ情報提供していく。				

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業							目 標 達 成 状 況							実 績	課 題	次年度の方向性
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)			
		イ 自助グループ・回復支援施設等に対する支援														
		118		自助グループ・回復支援施設等との連携	依存症相談拠点機関、依存症治療拠点機関等が実施するギャンブル等依存症の本人の回復に関する内容を取り入れた講演会において、自助グループや回復支援施設等を通して回復者に講師を依頼することで、自助グループや回復支援施設等の活動を普及啓発できるように連携を図ります。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関において実施した講演会において、回復支援施設や家族会に講師を依頼し、体験談などをお話しいただいた。	A	令和6年度に依存症治療拠点機関（精神医療センター・北里大学病院）で実施の依存症シンポジウム、家族講座、依存症セミナー等で当事者や家族会の方にご講演いただいた。	様々な自助グループ等の活動を普及啓発できるよう、今後も連携していく必要がある。	引き続き、研修や講座において講師依頼等を行い、連携を図る。					
		119		自助グループ・回復支援施設等への支援	県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会の運営等の協力を通じて、その活動を支援します。 また、自助グループや回復支援施設等が行う県民を対象とした公益性の高い取組について後援を行います。		【自己評価の理由】 資料提供や後援名義の承認により、支援団体の活動を支援することができたと判断したため。	A	○令和7年度は1件の後援名義を承認した。 ・第2回神奈川県ギャンブルアディクションフォーラム	支援団体が実施する公益性の高いイベント等の把握	引き続き、研修や講座において講師依頼等を行い、連携を図る。					
							【自己評価の理由】 神奈川県断酒連合会に事業委託し、酒害相談員研修や地区別一般研修会に協力した。ひまわり家族会の講演会について、後援名義使用を承認した。	A	酒害相談や家族会を行なう、神奈川県断酒連合会に事業委託している。 ひまわり家族会主催の講演会に後援名義使用を承認した。	物質依存、行為依存と広がりつつある様々な依存症のグループや支援施設の把握する必要がある。	これまでの連携を継続しつつ、新たな動きや関係作りを進めていく。					
		120		自助グループ・回復支援施設等に対する支援のあり方検討	令和2(2020)年度に、県内の依存症に係る相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等を対象に実施した「依存症に係る社会資源実態調査」の結果を元に、依存症患者支援の連携のあり方や、自助グループや回復支援施設等に対する支援のあり方についても検討します。 また、様々な機関・団体との意見交換を行い、ギャンブル等依存症に関する課題意識を共有、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関や相談拠点機関において、自助グループ・回復支援施設等と連携した取組を実施できており、支援団体及び患者支援につながっていると判断したため、	A	依存症治療拠点機関等連携会議やギャンブル等依存症専門医療機関や依存症専門医療機関等の関係機関等と検討をする必要がある。	引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存症治療拠点機関等連携会議やギャンブル等依存症対策推進協議会等で検討し、効果的な取組につなげていく。						
		121		依存症治療拠点機関等連携会議における検討（再掲）	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。	A	令和7年度 第1回：令和7年7月30日（現地及びオンライン） 第2回：令和8年2月12日（現地及びオンライン）	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。					
		4 基盤整備														
		(1) 包括的な連携協力体制の整備														
		ア 包括的な連携協力体制の構築														
		122	新規	依存症治療拠点機関等連携会議における検討・連携（再掲）	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。	A	令和7年度 第1回：令和7年7月30日（現地及びオンライン） 第2回：令和8年2月12日（現地及びオンライン）	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。					
123	新規	県ギャンブル等依存症対策推進協議会における検討・連携（再掲）	市町村、事業者、医療機関や回復支援施設等を構成員とした「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、関係者同士が連携しながら、本人やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 改定計画の取組状況や課題点について、活発な意見交換ができたと判断したため。	B	開催回数：1回 日時：令和7年10月10日（金）15時～17時 【議題】 （1）「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の進行管理について （2）県内の依存症専門医療機関に関するニーズ調査の実施について （3）令和7年度ギャンブル等依存症対策の普及啓発について （4）オンラインカジノ利用による摘発者に対するアンケートの実施について	特に、インターネットを利用したギャンブル等依存症対策に関する新たな取り組みについて検討を進める必要がある。	引き続き、改訂計画の進捗状況を共有し、今後の依存症対策の総合的な推進のため取組み方法等を検討していく。							
124	新規	市町村自殺・依存症対策主管課長会議における連携（再掲）	本県における総合的な自殺対策及び依存症対策を推進するため、県と管内市町村及び関係団体等との連携・情報共有を図ります。		【自己評価の理由】 県や自治体が実施している取組について情報共有・意見交換を行い、連携を深めることができたと判断したため。	A	日時：令和7年4月23日（水）14:00～16:00 【議題】 （1）自殺対策について ○自殺者数の状況について ○今後の自殺対策の取組について（県と市町村の連携等） ○令和7年度地域自殺対策強化交付金事業について （2）依存症対策について ○本県の依存症対策について（概要説明） ○近年の依存症対策に関する課題について （3）その他市区町村の取組紹介	特になし。	引き続き、県と管内市町村及び関係団体等と連携し、情報共有を行う場として実施していく。							

【令和7年度実績】「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」の構成施策事業の進行管理台帳（R6～R8）

構 成 施 策 事 業						目 標 達 成 状 況								実 績	課 題	次年度の方向性	
大柱	中柱	項目	No.	新規	施 策 名	内 容	目 標 値	項 目	計画目標 (R8)(A)	計画当初 時点(B)	現 状(R7) (C)	達成目安 (R7)(D)	進 捗 度 (C/D)				判 定
(2) 人材の確保																	
ア 人材の確保																	
		125	新規		支援者向け研修(再掲)	依存症相談拠点機関において、依存症患者への相談支援を行う者を対象とした、対応力向上のための研修を実施し、相談窓口担当者がギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解し、相談機関、治療機関、自助グループや回復支援施設等の情報提供や、必要な支援につなげられるよう取り組みます。 また、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。	○	アルコール健康相談研修開催回数	1回以上/年	1回/年	1回	1回/年	100%	A	アルコール健康相談研修 1回開催 「アルコール依存症の理解と高齢者のアルコール問題について」 受講者：47名	アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者(地域包括や事業所等)へアルコール健康相談についての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。 ギャンブル等依存症についての研修は開催できておらず、その方法やニーズについて調べて検討が必要である。	アルコール健康相談研修の開催方法を検討していく。 ギャンブル等依存症に関しての研修を検討する。
		126			地域生活支援研修・依存症相談対応研修の実施(再掲)	依存症治療拠点機関において、依存症患者の早期発見・早期介入を目的として、患者本人やその家族等に対応する機会がある職員(市町村や保健福祉事務所・センター、関係機関等の職員)を対象とした研修を実施します。 その中で、「貸付金自粛制度」など、ギャンブル等依存症の進行・再発防止に資する制度についても、研修を通じて周知します。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関で実施した各研修について、様々な職種の支援者に参加いただけたと判断したため。						B	○生活支援研修 【北里大学病院】 実施日：令和7年7月3日 参加者数：17名 ○相談対応研修 【北里大学病院】 実施日：令和8年2月28日 参加者数：82名 【精神医療センター】 実施日：令和7年11月19日 参加者数：22名	より多くの支援者に参加いただくため、周知方法の工夫が必要。	引き続き両機関と連携し、依存症への理解や対応力を向上させる研修、セミナーを実施していく。
		127	新規		依存症医療研修(再掲)	依存症治療拠点機関において、医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修を実施します。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関において遅滞なく研修は実施でき、参加者も増加したが、依然伸び悩んでいるため。						C	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、県内の医師や看護師等の医療従事者を対象にした研修を行った。(参加者 精神医療センター40名、北里大学病院94名)	神奈川県立精神医療センター及び北里大学病院と連携し、広く県内の医師や看護師等の医療従事者に受講していただけるよう、案内方法や開催方法、講座内容の工夫が必要。	引き続き、神奈川県精神医療センター及び北里大学病院と連携し、依存症セミナーを実施する。
		128			依存症治療拠点機関等連携会議における検討(再掲)	依存症の治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関等関係機関を構成員とした「依存症治療拠点機関等連携会議」において、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、依存症の治療に関する地域での課題の共有や、相談機関、医療機関、自助グループや回復支援施設等との連携のあり方等を検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症治療拠点機関である県立精神医療センターと連携し、会議を年2回開催し、取組共有や課題検討が行えた。						A	令和7年度 第1回：令和7年7月30日(現地及びオンライン) 第2回：令和8年2月12日(現地及びオンライン)	依存症治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点機関の連携を進めるとともに、依存症対策に関する課題等の共有し、早期に必要な支援が提供できる体制を構築する必要がある。	引き続き、年2回の会議で取組共有や課題検討の場を設け、連携体制の強化を図る。
(3) 調査研究の推進等																	
ア 調査研究の推進等																	
		129			国が実施する依存症実態調査を踏まえた取組	国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実態調査等の結果を踏まえ、本県におけるギャンブル等依存症の実態把握や調査研究を推進し、依存症対策の効果的な取組を図ります。		【自己評価の理由】 依存症専門医療機関連携会議や県ギャンブル等依存症対策推進協議会において、患者・家族支援の取組について情報共有・課題検討ができた。						A	【依存症治療拠点機関連携会議(精神医療センター)】 第1回：令和7年7月30日(現地及びオンライン) 第2回：令和8年2月12日(現地及びオンライン) 【県ギャンブル等依存症対策推進協議会】 第1回：令和7年10月10日(金)15時～17時	引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存症専門医療機関や依存症専門医療機関等の関係機関等と検討をする必要がある。	引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存症治療拠点機関等連携会議やギャンブル等依存症対策推進協議会等で検討し、効果的な取組につなげていく。
		130			実態調査を踏まえた切れ目ない支援の検討(再掲)	令和2(2020)年度に県が実施した「依存症に係る社会資源実態調査」や、国が3年に1度実施するギャンブル等依存症実態調査等の結果を踏まえて、ギャンブル等依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられるよう、相談・治療・回復に向けた切れ目ない支援のあり方を検討し、取組につなげます。		【自己評価の理由】 依存症専門医療機関連携会議や県ギャンブル等依存症対策推進協議会において、患者・家族支援の取組について情報共有・課題検討ができた。						A	【依存症治療拠点機関連携会議(精神医療センター)】 第1回：令和7年7月30日(現地及びオンライン) 第2回：令和8年2月12日(現地及びオンライン) 【県ギャンブル等依存症対策推進協議会】 第1回：令和7年10月10日(金)15時～17時	引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存症専門医療機関や依存症専門医療機関等の関係機関等と検討をする必要がある。	引き続き、実態調査で判明した課題に対して、依存症治療拠点機関等連携会議やギャンブル等依存症対策推進協議会等で検討し、効果的な取組につなげていく。